

令和6年第8回農業委員会議事録

令和6年8月26日

下妻市農業委員会

令和6年第8回下妻市農業委員会会議録

1. 日 時 令和6年8月26日(月) 午後1時30分

2. 場 所 下妻市役所3階 会議室3-1

3. 議 案

第1号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第2号 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について

第3号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について

第4号 現況証明書の交付決定に対する処分について

4. 報 告

第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

出席委員次のおり

1番 高橋 克己	2番 鶴見 清忠	3番 結束 乾一
4番 野村 操	5番 栗原 三郎	6番 鈴木 政良
7番 中山 悟	8番 吉川 利幸	9番 飯島 晴彦
10番 草間 進	11番 白井 安男	12番 笠島 修
13番 羽賀 茂	14番 齊藤 森一	15番 稲川 広美
16番 飯村 春夫	17番 程塚 裕行	18番 塚田 好克
19番 齋藤 孝夫		

出席職員次のおり

局長 塚越 剛 局長補佐 杉田 由里子 局長補佐 磯 和洋 係長 富張 陽子

(午後1時30分 開会)

議長(会長 齋藤孝夫君)

ただいまから、令和6年第8回下妻市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、19名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日の議事録署名委員は9番 飯島 晴彦 君、10番 草間 進 君 の両名を指名いたします。それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第1号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

1ページ並びに、参考資料の1ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回3件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、今泉地内、2筆、畑、合計1,343㎡、申請理由は、太陽光発電設備の設置でございます。

参考資料の3ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、半谷地内、畑、475㎡、申請理由は、自己住宅の建築でございます。

参考資料の5ページをお開き願います。

処理番号3号、申請地、前河原地内、3筆、畑、合計3,612㎡、申請理由は、事業拡大に伴い、申請地に車両置場を設けるものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたさせます。

事務局(磯和洋君)

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は1ページ、参考資料は、1ページ・2ページをご覧願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

なお、本申請は固定価格買取制度の認定を受けない非FIT太陽光発電所であり、東京電力への電力受給契約が申請済みとなっております。

参考資料は、3ページ・4ページをお開き願います。

ここで1点訂正をお願いいたします。参考資料3ページにおきまして、くらぜんの下から右側に伸びている矢印がございますが、こちらは削除願います。事務局による誤りでございます。訂正しておわび申し上げます。

処理番号2号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可

でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、5 ページ・6 ページをお開き願います。

処理番号 3 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 以上の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、業務上必要であり、かつ、住宅が 70m 以内に 6 戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第 1 号)

処理番号 1 号:野村委員

議案第 1 号 処理番号 1 号について報告いたします。申請地は、下妻第一高等学校野球場から東へ約 450m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。8 月 21 日、地区委員 2 名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には●●会社の茨城支社の担当者に電話にて行い、また、譲渡人には現地調査の際に対面にて行い、さらに譲渡人は高齢のため息子さんを訪問して行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、太陽光発電設備へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号 2 号:鶴見委員

議案第 1 号 処理番号 2 号について報告いたします。申請地は、もみの木保育園から北西へ約 150m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。8 月 21 日、地区委員 2 名、事務局職員磯補佐と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、また、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号 3 号:鶴見委員(代理報告)

議案第 1 号 処理番号 3 号について報告いたします。申請地は、ビアスパークしもつまから西へ約 600m にあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。8 月 21 日、地区委員 2 名、事務局職員磯補佐と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、車両置場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第2号、農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分についてを、議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越 剛君)

2ページ並びに、参考資料の7ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請につきましては、今回、1件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、下妻地内、畑、928㎡、申請理由は、集合住宅の建築でございます。

農地区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたさせます。

事務局(磯和洋君)

議案書は2ページ、参考資料は、7ページ・8ページをご覧願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第2号)

処理番号1号:吉川委員

議案第2号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、下妻簡易裁判所から北西へ約350mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。8月21日、地区委員2名、事務局職員磯補佐と現地調査を行いました。申請人への確認は、賃借人には電話にて行い、また、賃貸人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、集合住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第3号、農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

3ページ並びに、参考資料の9ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請につきましては、今回1件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、柳原地内、2筆、畑、合計999㎡、申請理由は、事業拡大に伴い、堆肥製造所及び堆積舎を建築するものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたさせます。

事務局(磯和洋君)

議案書は3ページ、参考資料は、9ページ・10ページをご覧願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、農用地区域内にある農地であるため、許可方針は原則不許可ですが、農業用施設用地であることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第3号)

処理番号1号:高橋委員

議案第3号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかりカントリーエレベーターから南へ約600mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。8月22日、地区委員2名、事務局

職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、借人には電話にて行い、また、貸人には会う機会があったので対面にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、堆肥製造所へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。齊藤(森)委員。

齊藤(森)委員

堆肥製造所の建築ということですが、公害関係に関連する届出等はあるのでしょうか。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局(磯和洋君)

齊藤(森)委員のご質疑にお答えします。悪臭等については環境課へ相談済みとなっております。よろしくお願いたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

高橋委員。

高橋委員

この件に関しましては、今回の製造所で堆肥をペレット化するというので、粒剤みたいにするので、あまり臭いはないと思います。また、もともと北側に豚舎がありますので、すでに対策はしていると思いますが、先ほども事務局からあったように、環境課にも相談済ということなので、今回の対策もできていると思います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

高橋委員、補足説明ありがとうございます。齊藤(森)委員、よろしいですか。

齊藤(森)委員

はい。

議長(会長 齋藤孝夫君)

その他、発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第4号、現況証明書の交付決定について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

4ページをお開き願います。

議案第4号、現況証明書の交付決定につきましては、今回、1件の願出であります。非農地証明は、現況が山林等で農地に復元することが著しく困難であるもの、又は宅地等になってから20年以上経過し、かつ違反転用に対して是正指導中でないものなどが交付の対象となります。ご説明を申し上げます。

処理番号1号、願出地、今泉地内、登記、山林、現況、畑、1,983㎡、願出理由は、現況地目が農地であるが、現地は山林であるため現況地目を変更したく願出されたものであります。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第4号)

処理番号1号:野村委員

議案第4号 処理番号1号について報告いたします。願出地は、下妻第一高等学校野球場から東へ約650mにあり、山林化していました。8月21日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。願出人への確認は、現地調査時に対面にて行い、また、願出人が高齢のため子の妻にも確認し、願出事由のとおりであることを確認しました。願出書の確認及び現地調査の結果、山林化していることから、証明書の交付について問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。塚田会長職務代理者。

塚田会長職務代理者

地目についてですが、登記地目が山林、現況地目が畑とのことですが、これは反対ではないでしょうか。また、登記地目が山林なら、なぜ現況証明書が必要なのでしょうか。

事務局(富張陽子君)

お答えいたします。登記地目が山林となっておりますが、農業委員会事務局で管理しております、農地台帳の現況地目が畑となっております。現況地目、もしくは登記地目どちらかが農地の場合には、こういっ

た非農地証明が必要となります。今回、現況地目が畑になった経緯が定かではなく、もしかしたら過去に現況証明を出して畑にした経緯があるのかもしれませんが、あくまで現在、農地台帳の現況地目が畑なので、非農地証明というものが必要になるということになります。

議長(会長 齋藤孝夫君)

塚田会長職務代理人、よろしいですか。

塚田会長職務代理人

はい。

議長(会長 齋藤孝夫君)

その他発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、証明書を交付することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、報告願います。局長。

事務局長(塚越剛君)

5ページをご覧願います。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、ご報告申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による合意の解約が議案書に記載の通り、5ページから32ページまで、137件ございました。全件、添付書類も含めて完備されており、受理いたしましたので、ご報告を申し上げます。以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。

慎重なるご審議ありがとうございました。

以上を持ちまして、令和6年第8回下妻市農業委員会総会を閉会いたします。

議事終了（午後2時0分）

議 長 齋 藤 孝 夫

署名委員 飯 島 晴 彦

署名委員 草 間 進